

附属機関の名称

燕市情報公開・個人情報保護審査会

設置の目的

燕市情報公開条例(平成18年燕市条例第11号)並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び燕市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年燕市条例第22号)の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため。

所掌事務

- (1) 燕市情報公開条例第15条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 燕市議会の個人情報の保護に関する条例第45条の規定による議長の諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

委員構成

審査会は、委員5人以内で組織する。

任期

2年(令和4年6月1日から令和6年5月31日)

委員名簿

令和4年6月1日現在

委員	今本 啓介	新潟大学法学部教授
委員	廣田 貴子	弁護士
委員	亀山 克司	司法書士
委員	横山 謙治	行政書士
委員	高井 小文	税理士

(順不同、敬称略)